

かながわ農業サポーター制度の御案内

はじめに

本県農業は、担い手の高齢化や後継者不足を背景に、荒廃農地の増加という課題を抱えています。そのため、荒廃農地の解消や農地の有効活用のため、農業者以外の方からの農業への新規参入を目指しています。そこで、一定の農業技術を持ち、市民農園より大きな規模で耕作をしたいという意欲ある方に対して、販売を視野に入れた本格的な農業に取り組んでいただくための施策として、「かながわ農業サポーター制度」を実施しています。

かながわ農業サポーター目指す方の条件

意欲を持って農作業に取り組んでいただくことが大切です。

条件や目標など

【条件】

- ① 農業機械等を利用し、自らが責任を持って借りた農地の全てを耕作すること。
- ② 年間の農業従事日数は150日以上
- ③ 農業によって自立する意欲と一定の農業技術があり、地域のルールや地域農業者の意見を遵守し、耕作すること。

【目標】

- ④ 3年から5年後の営農面積の目標
⇒10a以上30a程度
- ⑤ 3年から5年後の農産物販売目標
⇒50万円以上

注意事項

- ①いわゆるプロ農家と同じで、耕作において、自己責任が問われます。
 - 耕作に必要な農業機械を有し、意欲を持って自らが営農する為の営農計画書を策定ができることが必要です。
 - 認定は、過去の研修実績、販売や作付け体系などの営農計画書の内容、通作の距離などから判断されます。
 - 果樹栽培など木本類での営農計画は認めていません。
- ②週3日程度の耕作が必要です。
- ③農業に関する事業・教育へ2年以上従事したこと、又は、自治体の農業研修等を2年以上修了していることなどの経験が必要です。
 - 参入後の営農指導は実践的な農業技術指導となり、基礎的な内容ではありません。
 - 耕作する地域の営農ルールを守り、地域の農業者と協調して営農に取り組む必要があります。
- ④目標面積に応じた営農計画をたて、計画に基づき耕作していただきます。
- ⑤計画的な販売を目指していただきます。ただし、販売先は自ら確保する必要があります。

制度のイメージ

(公社)神奈川県農業会議

- 希望に基づく農地のお見合いや農地の貸し借りの事務(書類作成)を行います。
- 賃借料の請求や払込みも農業会議が行います。

農業会議が営農希望地で農家の方の理解をいただき、農地を借り受けます。

農地所有者



◎県は、農地を適正に利用するため、農地所有者、かながわ農業サポーター、農業会議と協定を締結します。



- 適切に耕作されていない場合は、関係機関と協力して指導・助言を行います。

営農希望地の合意ができた場合は、県農業会議を通じて農地を借り受け、耕作します。なお、市町村によって、営農地域や認定要件に制限があります。

かながわ農業サポーター



協定内容

- 地域の共同活動への参加、協定に違反した場合の措置が規定されている。
- 適正に農地を利用されていない場合は耕作できなくなります。

【認定とは】

県、市町村農政関係部署、市町村農業委員会、農業協同組合等で構成される認定委員会で営農計画書などを審査し、認定します。

神奈川県

営農計画を県に提出し、認定された場合は、かながわ農業サポーターとして登録され、農地が見つければ耕作できます。